

注：木造建築物で、ZEH 水準等の省エネルギー性の高い住宅・建築物を対象に構造関係規定の見直しを行い、令和 7 年 4 月から施行予定です。（規模に関わらず、構造計算を行う場合には影響ありません。）

木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための 必要な壁量等の基準（案）の概要の公表について

令和 4 年 10 月 28 日

国土交通省住宅局

参事官（建築企画担当）付

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策等を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、現在、改正法の施行に必要な政省令・告示等の整備に向けて検討を進めているところです。

また、令和 4 年 2 月 1 日の社会資本整備審議会の答申において、小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置に関し、講ずべき施策として、「省エネ化等に伴って重量化している建築物の安全性の確保のため、必要な壁量等の構造安全性の基準を整備する。」とされたところです。

これらを受けて、国土交通省では、構造関係規定の見直しについての検討を行う有識者会議での審議結果を踏まえながら、建築基準法に基づく「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」を別紙のとおり、とりまとめたところです。

今後、改正法の構造関係規定の施行に必要な建築基準法施行令等の改正^{※1}を行い、これとあわせて同基準（案）の概要を原案として必要な壁量等の基準を位置付けることを予定しています。同施行令等の施行までの間は、ZEH 水準等^{※2}の省エネ性能の高い建築物であっても現行規定に基づいて建築することが可能ですが、ZEH 水準等の建築物が重量化する傾向にあることを踏まえ、同施行令等の公布までの間も、施行後に必要となる壁量等を確保しておこうとする建築主等が ZEH 水準等の建築物を建築する際の参考資料として、同基準（案）の概要を公表することとしたものです。

引き続き、同基準（案）の概要を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布の予定としています。

※1 改正法に関連する建築基準法施行令の改正のうち構造関係規定に関する内容についても、令和 5 年秋頃の公布、令和 7 年 4 月からの施行を予定しています。また、関係告示の改正についても、同施行令の公布後速やかに公布、令和 7 年 4 月からの施行を予定しており、施行に向けて十分な周知期間を確保することとしています。

※2 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準（ZEH 水準）のほか、同基準（案）では ZEH-M 水準、ZEB 水準等を含みます。

なお、改正法の構造関係規定の改正内容のうち、木造建築物の構造計算における高さの合理化（建築基準法第 20 条関連）^{※3}の改正に関する内容は別途検討中であり、今回の公表の内容には含まれていません。具体的な施行期日や政省令・告示等の内容については、パブリックコメント等の手続きを通じて明らかにします。このほか、関連情報を以下の URL において、随時お知らせすることとしています。

（国土交通省ホームページ）

- ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 9 号）について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000163.html

[関連ページ]

2. 関連規定の改正予定について

- ・木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の検討（案）の概要の公表について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000166.html

以 上

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付
電 話：03-5253-8111（内線：39536、39537）
メール：hqt-kouzou22@gxb.mlit.go.jp

※3 高さ 13m 以下かつ軒高 9m 以下の建築物は、簡易な構造計算（許容応力度計算）で設計可能とされているところ、改正法により、簡易な構造計算の対象を高さ 16m 以下の建築物に拡大することとしています。